

## 公務員の労働基本権の経緯

(非現業国家公務員を中心に)

(公務員制度調査会まで)

- 昭和 2 2 年 国家公務員法の制定  
【非現業公務員の労働基本権の取扱い】
  - ・ 団結権、団体交渉権（協約締結権含む）は○
  - ・ 争議権は×（警察、消防、監獄職員は、三権とも×）
  
- 昭和 2 3 年 政令 2 0 1 号、国家公務員法の改正  
【非現業公務員の労働基本権の取扱い】
  - ・ 協約締結権を否定
  
- 昭和 3 4 年 I L O 8 7 号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する  
条例）批准方針閣議決定
  
- 昭和 4 0 年 日本案件に関する実情調査調停委員会（ドライヤー委員会）  
報告
  
- 昭和 4 0 年 国家公務員法の改正
  - ・ I L O 8 7 号条約批准のための改正
  
- 昭和 4 0 年 公務員制度審議会  
～昭和 4 8 年（総理の諮問機関、1 次～3 次）
  - ・ 公務員の労働基本権のあり方について議論
  
- 昭和 4 9 年 公務員問題連絡会議  
～
  - ・ 公務員制度審議会答申で残された課題のうち、  
非現業職員の課題について検討
  
- 平成 9 年 公務員制度調査会  
～平成 1 4 年（総理・総務大臣の諮問機関）
  - ・ 国家公務員の労使関係のあり方をめぐる諸課題について  
検討するも、結論には至らず。